

○鹿屋市吾平生活改善センター条例

平成18年1月1日条例第130号

改正

平成19年10月3日条例第46号

平成26年3月26日条例第2号

鹿屋市吾平生活改善センター条例

(設置)

第1条 農業経営技術の研修、村づくり農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の連帯意識を高め、地域の総合的な発展を期するため、鹿屋市吾平生活改善センター(以下「生活改善センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生活改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鹿屋市神野地区生活改善センター	鹿屋市吾平町麓5791番地1
鹿屋市鶴峰地区生活改善センター	鹿屋市吾平町上名531番地
鹿屋市吾平地区生活改善センター	鹿屋市吾平町麓3567番地1
鹿屋市下名地区生活改善センター	鹿屋市吾平町下名72番地1

(職員)

第3条 生活改善センターに館長その他必要な職員を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第3条の2 生活改善センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第3条の3 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条の4 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、生活改善センターの管理を行わせることが最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 生活改善センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 生活改善センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活改善センターの設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第3条の5 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生活改善センターの使用の許可等に関する業務
- (2) 生活改善センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務(使用時間等)

第3条の6 生活改善センターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 生活改善センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。

(使用の許可)

第4条 生活改善センターの施設(これに附属する設備及び器具を含む。以下「施設」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、生活改善センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許

可」という。)に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、生活改善センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用許可の事項又は条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長が指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、生活改善センターの管理上又は公益上特に必要と認めたと

き。

2 前項の規定により使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料等)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、別表に定める額の範囲内で当該指定管理者が市長の承認を得て料金を定めるものとし、使用者は、当該料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 管理上又は公益上の必要により使用許可を取り消したとき。

(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認め

たとき。

(使用料の減免)

第9条 市長は、規則で定める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別施設の設置等)

第10条 使用者は、施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者又は生活改善センターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、生活改善センターの管理に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(損害賠償)

第13条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が定める。

(指定管理者に関する読替え)

第14条 生活改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条の6第3項、第4条、第5条、第6条第1項、第8条第4項及び第5項、第9条並びに第10条の規定の適用については、第3条の6第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第6条第1項、第8条第4項及び第5項第3号、第9条並びに第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第4項及び第5項並びに第9条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吾平町公民館設置及び管理条例(昭和54年吾平町条例第4号)、吾平町西南地区多目的研修センターの設置及び管理条例(昭和58年吾平町条例第2号)、吾平町下名地区生活改善センターの設置及び管理条例(平成2年吾平町条例第8号)又は吾平町神野地区生活改善センター設置及び管理に関する条例(平成6年吾平町条例第4号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年10月3日条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の鹿屋市吾平生活改善センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の鹿屋市吾平生活改善センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 鹿屋市吾平ふれあいセンター条例(平成18年鹿屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年3月26日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第16条、第27条、第43条及び第44条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用等の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

- 1 神野地区生活改善センター及び下名地区生活改善センター

(1) 研修室使用料

区分	使用時間	
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
研修室	650円	440円
生活改善調理研修室	1時間当たり	420円

(2) 衛生管理室機械器具使用料

区分	基準	金額
洗たく・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類1行程につき	650円

- 2 鶴峰地区生活改善センター

(1) 研修室使用料

区分	金額
生活改善調理研修室	1時間当たり 420円

(2) 衛生管理室機械器具使用料

区分	基準	金額
洗たく・乾燥	毛布、コタツ敷布及び布団類1行程につき	320円

- 3 吾平地区生活改善センター

調理室使用料

区分	金額
調理室	1時間当たり 420円